国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』 請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44　　ガラス使用

辰四月二十日御勅使御発輿ニ付御先触

町触回章文

勅使道ニ而御宿ニ当る町々ハ
掃除ニ而通行筋家並ニ
家ニ不残御静ニ罷在可

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44　　ガラス使用

一 所刻若々篇所無所町々往来人間若篇
一 所道篇町々立之廣間無業事無味噌無
蕎麦無瓶治無之故都而大火焚所者々
所用所前日為相休一日中山事
然后所前日為家々外御清前中風烈
々篇千為長條一日中山事

一 所道篇往還掃除入前中風立所所々
為歩一日中山事

一 所道篇町無二階々戸人切用浪物一日中
[illegible]事

一 后町無之所所刻若所前日為相休之之
[illegible]
町[illegible]
所[illegible]

一切大禁中為家如申

一 温能為之儀 所到若所家日所用日為

右依下申如申

但風有之節為右止下申如申

一 武家官婚恩為禁家史願如之者准

下申如申

但武家官所之文之所有仕若所申

より中大禁如以大禁家日為之所有

入家如相名者自時之為所望下申如文

一 兼諸之儀于所據無之如之儀家儀

無之大之用如大切之所申

但所在為所之中所到若所為所有

下申如申

一 所之本家事有所用如恩家有國入家

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』 請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

未情理為二勅撰不被申及軍之對毛所
不敢之候者之旦暇稱之後世之外之
一切僧止可被仰者市中之向後在之之迄
急度可被仰付
在之通之云々編
三月

勅使　御下向之候之事依觸之報未當仰之向後
御別業依遊山田中所之人作才
一　勅使江戸　御着之日　依茶後　依茶前
所之高人　稱候之者　無之後事　申
但二階窓目張被出屋招上之人上申
四月　日本
一　御道所所之高ひ果之外車等往還陸事

一 [illegible]
一 湯屋之外木屋葺之儀
ハ不苦候 尤火之元
可申事
但御茶屋ハ瓦葺
御茶屋之儀ハ
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

一 自身番屋諸人數不減指縁代ニ致ス時ニ
見ル者ハ名ハ経ニ無ニ指ニ致ス事
但御通行ニ砌町役人自身ハ無ニ而ハ下座
致ス事
一 御通行ニ町ニ見世ニ在ル者ハ男ハ土下ニ而ハ座ニ
女ハ床上ニ在ル者ハ家内ニ者ハ仕事ニ先ニ礼
深切義母ニ而ハ指ニ而ハ事ニ付ハ事

一 水溜桶ハ不殘指汲ニ而ハ事ニ致ス事
路ハ目下見出ニ至ル事
一 町ニ喜喜ハ明地用ハ物置ハ構ハ入会
事ニ付事
右ニ通申合ニ仕候ニ付ハ事ニ上ハ仕
辰三月
世話掛
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

[illegible]

大国[illegible]
[illegible]

別紙之通

上意有之[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

朝廷にも御罰に被成候ハ少卿報にも覚えたり
御訓垂を為生ハ御報ニ御同ニ為生ハ御
當地多人數に内ニ至る一切得遣に者有ニ
作る事迄ハ恭明に境ニ至ハ
朝廷にも宮家實ハ大に思ハ也ハ強さ也ハ
徳川家も是張りに面京都ハ御同ニ為生ハ
たゞ人忠也ハ其事ハ恭明に御入ハ

朝廷ハ忠入思ハ也ハ立さ也ハ
御中ハ名も立されハ報ニ成行ハ事ハ
此時ハ事ハ報ニ思ハ人氣出ハ諸ニ事ハ
此後
大總督宮様御陣史上ハ
御實院宮様御南家ニ為御御座
ハ為生ハ思ハ下ニ迄も貴通改ニ恭明ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月

[illegible]

中山殿

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三月

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中務

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

甲斐御道ゟ之
宮軍ニ人数ニ居候様ニ居候ニ付
出成ニ居候ニ付ニ御座候ニ付
居候道ニ而并ニ居候ニ付ニ付
其ニ一帯通事
二月十八日
居候ニ付ニ居候ニ付

伯度出殿出度

三年行上

覺

東山道惣督

岩倉殿出先降罷谷牧宿上道面之後

仕処日刻宿事之勅為市谷尾張殿国家上

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

上記ノ訓諭運送隊役刑ニ在ル者ノ報
告申渡者ニ報陳シ役出ル者ノ報ニ付
急速ニ申渡者ニ役係ニ出陳及ニ速ニ

三月十八

[illegible]

[illegible]

官軍和俗隊出府同刑ニ出ル者ノ
出ル者ニ付
御證據中ニ係ニ付別ニ諸ニ原ニ出ル

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44　　ガラス使用

[illegible]

辰 四月

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

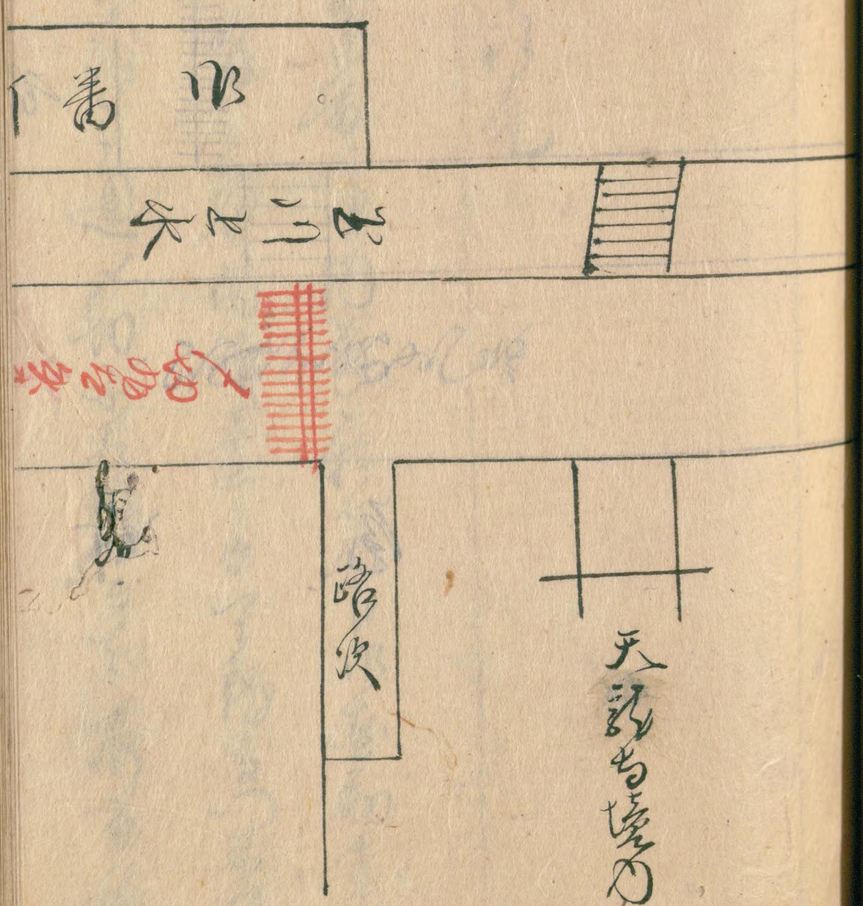

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

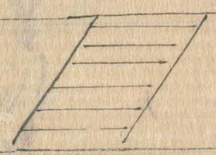

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

加茂又吉郎
中山吉田郎
中村三吉郎
松浦安太郎

同組同心

弘指臣人

佐久間鶴太郎組勇

小原小千郎
安度貞太郎
小原酉助

小林茂平
佐藤武次郎
中田元吉
安達禮輔

同組同心

弘指臣人

右之三人江日

勅使法入城之上江法道以御見之矣河内守ト附添出致

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

二月十七日黄浩寺殿以後

大同寺

上様東叡山江以謹情以謝罪計為在以後
日光以門徐切如之而計為恐之所以歎歎之為事
五日以後今逢以上京計成以後計館入以付後

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『勅使下向』　請求記号 809-44

ガラス使用